

大阪市告示第37号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月16日

大阪市長 横山英幸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所・氏名（法人にあっては所在地・名称・代表者氏名）

東京都中央区日本橋小網町14番1号

ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長 山本 貢司

(2) 工場又は事業所の所在地・名称

大阪府大阪市城東区今福西6丁目8番19号

ウェルネオシュガー株式会社 関西工場

(3) 特定施設の設置に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

今回の申請には、汚水等の処理施設に関する事項の変更はない。

(5) 排出水の汚染状態及び量

公共用水域に排出される排出水は間接冷却水のみであり、水量・水質に変更はない。作業排水及び生活排水は全て下水道に放流される。

別表1 特定施設の設置に関する事項

種類		第7号 ホ 精製施設
構造	主要寸法	直径2200mm×高さ4100mm

		材質	SS400製		
		能力等	樹脂充填量：7000L		
使用時間間隔 1日当たりの使用時間 及び季節的変動の有無			8時～翌日8時まで 24時間/日 季節的変動あり：2月・ 8月は操業日数が少ない		
工事着手予定年月日			許可後直ちに		
工事完成予定年月日			工事着工後13日		
使用開始予定年月日			完成後直ちに		
使用 の 方 法	汚汚 染染 水水 状状 等 態 の	項目	単位	通常	最大
		水素イオン濃度	-	5.0～10.0	5.0～10.0
		生物化学的酸素要求量	mg/L	480	480
		浮遊物質量	mg/L	36	41
	汚水等の量		m ³ /日	440	440
その他参考となるべき事項			汚水は除害施設で処理した後、 下水道に放流する。		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

令和7年1月16日から令和7年2月5日まで

(2) 場 所

大阪市建設局下水道部下水道資源循環課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟 6階

TEL 06-6615-7525

(建設局下水道部下水道資源循環課)